

札幌刑務所長

平 澤 由 行 殿

2021（令和3）年3月1日

札幌弁護士会

会 長 砂 子 章 彦

同人権擁護委員会

委員長 難 波 徹 基

警 告 書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、下記のとおり警告する。

記

第1 警告の趣旨

貴所は、申立人が使用を願い出た眼鏡について「華美である」としてその使用を不許可としたところ、その不許可の措置は申立人の人権を侵害するものであったため、当会は、2019年（令和元年）12月19日、その眼鏡の使用を許可するように勧告した。

しかし、上記勧告後に申立人が再度その眼鏡の使用を願い出たにも拘らず、貴所は前回と同一の理由でその使用を不許可とした。

かかる再度の不許可の措置は、申立人の人権を繰り返し侵害するものであって、その侵害の程度は重大であると言わざるを得ない。

よって、当会は、貴所に対し、刑事収容施設法42条1項1号が眼鏡について自弁物品を使用させることを原則としていることについて正しく理解したうえで、今後決して同様の人権侵害を行わないように警告する。

第2 警告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以上

調査報告書

申立人 [REDACTED] の札幌刑務所を相手方とする人権救済申立事件について、その調査結果を報告します。

記

事件名 眼鏡の使用申出不許可に対する人権救済申立事件
事件番号 [REDACTED]
受付日 2020年1月17日
申立人 [REDACTED]

第1 申立の趣旨及び理由

1 申立の趣旨

申立人が、札幌刑務所に対して、使用許可を求めている眼鏡（以下「本件眼鏡」という。）について、使用を許可するよう求める。

2 申立の理由

申立人は、札幌刑務所に収容されていたが出所したものである（[REDACTED]）。

申立人には、本件眼鏡に関して先立って当会から勧告を実施した件（以下「前件」という。）があるため、前件での事情も含めて以下記載する。

申立人は、2017（平成29）年9月1日、講堂内での運動時において、申立人と同じ配役工場に所属する被収容者Aから、突然殴る等の暴行を受けた（以下「本件暴行」という。）。

申立人は本件暴行によって、当時その使用を許可されていた眼鏡が破損したことから、同年10月19日、当該眼鏡を修理に出すため知人に宅下げした（以下「本件眼鏡」という。）。

同年11月14日、修理された眼鏡が差し入れられたが、同年12月12日、この眼鏡について華美であることを理由として、使用を不許可とされた。

申立人は、眼鏡の使用を不許可とされたことにより、眼精疲労からくる頭痛に悩まされていた。

申立人は、これに先立つ2017（平成29）年9月11日、当会に対して別件について人権救済申立を行っていたが、その後本件眼鏡の使用不許可についての救済申立が追加された。

当会は、添付資料記載のとおり、申立人の申立内容を事実であると認め、2019（令和元）年12月19日、札幌刑務所に対して勧告を執行した。

当該執行を受けて、申立人は2020（令和2）年1月7日に再度本件眼鏡の使用許可を求めた。

しかしながら、札幌刑務所は本件眼鏡の検査を理由に使用許可の判断を遅らせたため、同月17日、申立人は当会に対して改めて本件眼鏡の使用を許可しないことについて人権救済申立を行った。

その後、同月23日に再び本件眼鏡が華美であるとの理由で不許可となった。

第2 申立人の提出した資料及び札幌刑務所に対して行った照会について（いずれも事実認定に用いたものに限る）

1 申立人から提出された資料

本件眼鏡の写真（本書面末尾に添付）

2 札幌刑務所に対する照会及びその回答

(1)当委員会の2020（令和2）年8月3日付照会

ア 申立人から、令和2年1月1日以降、自弁物品の眼鏡の使用申出がありましたか。ある場合、当該眼鏡は令和元年12月19日付勧告書によって、当会が貴所に対して発した勧告の対象とされている眼鏡と同一の眼鏡ですか。

イ 申立人から自弁物品である眼鏡の使用申出があった場合、これに対して貴所はどのように対応しましたか。

ウ 前項の質問について、貴所がその使用を許可しなかった場合、その理由をご回答ください。

(2)札幌刑務所からの同8月31日付回答

申立人は、令和2年1月7日、自弁の眼鏡（令和元年12月19日付勧告書に係る眼鏡、以下「本件眼鏡」という。）を使用したい旨の願箋を提出してきたことから、当所では、本件眼鏡は、フレーム部及び弦部全体が白色で構成されていること等、同衆の目を引く華美なものとして評価でき、工場等における集団生活において、本件眼鏡を使用させることは、当所の規律及び秩序の維持に支障を生ずる恐れがあると判断し、本件眼鏡の使用について、引き続き不許可とし、同月21日、申立人に対し、その旨を告知した。

その後、当所では、同年3月16日、申立人が、翌17日から昼夜居室処遇となり、工場において集団生活を行う機会がなくなること踏まえ、本件眼鏡の使用を許可しても、当所の規律及び秩序の維持に支障を生ずる恐れはないと判断し、同月17日、申立人に対し、本件眼鏡を交付し、申立人が出所するまで本件眼鏡の使用を許可した。

第3 当委員会の判断

1 前件での勧告の概要

前件では、本件眼鏡の使用制限の根拠となる刑事収容施設法42条（後記参照）に基づき、使用制限が許されるか否かが検討された。

具体的には、同条1項一号で規定する眼鏡については、自弁の物品を使用させるのが原則であり、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に限り、その使用が不許可とされていることから、かかるおそれが認められるか否かが検討された。

その結果、本件眼鏡は「色合いは白色であって特段派手な色彩は用いられておらず、形状もごく一般的なもの」であることから、本件眼鏡の使用を許可することによって、被収容者間において貧富の差が顕著に現れ公平な処遇に支障を来したり、窃盗や不正授受等の反則行為を引き起こしたりするなどのおそれがあるとはおよそ認められず、札幌刑務所による本件眼鏡の使用不許可は法

42条1項一号に違反し、申立人の人権を侵害する、と判断し、勧告が執行された。

2 本件の場合

本件は、前回の勧告にも係わらず、札幌刑務所が本件眼鏡について、引き続き同じ理由で不許可としたものである。

札幌刑務所は、最終的に本件眼鏡の使用を許可してはいるが、その理由は、申立人が、3月17日から昼夜居室処遇となり、工場において集団生活を行う機会がなくなることを踏まえ、本件眼鏡の使用を許可しても、当所の規律及び秩序の維持に支障を生ずる恐れはないと判断したからであって、本件眼鏡が華美であるという判断はいささかも覆されていない。

当会は、前件について、札幌刑務所に対し、本件眼鏡は法42条1項の定める「刑事施設の規律及び秩序の維持その他の管理運営上支障を生ずるおそれがある」とは認められないと判断し、その使用を許可しなかったのは人権侵害であるとして、勧告している。

そうであるにも係わらず、同刑務所は引き続き同じ理由で本件眼鏡の使用を不許可としているのであるから、かかる処分は申立人に対して同一の理由に基づいて繰り返し人権侵害を行うものであり、当会としては、勧告よりも段階を引き上げた警告措置を執らざるを得ないと考える。

他方、既に申立人は出所していることから、眼鏡の使用を許可することを改めて求める内容の警告は出し得ず、出し得る警告の内容としては、今後同一の理由で人権侵害を行うことのないようにという将来に向かっての不作為を求める警告とならざるを得ない。

以上

別紙

刑事収容施設法

(補正器具等の自弁等)

第四十二条 被収容者には、次に掲げる物品については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

一 眼鏡その他の補正器具

二 自己契約作業を行うのに必要な物品

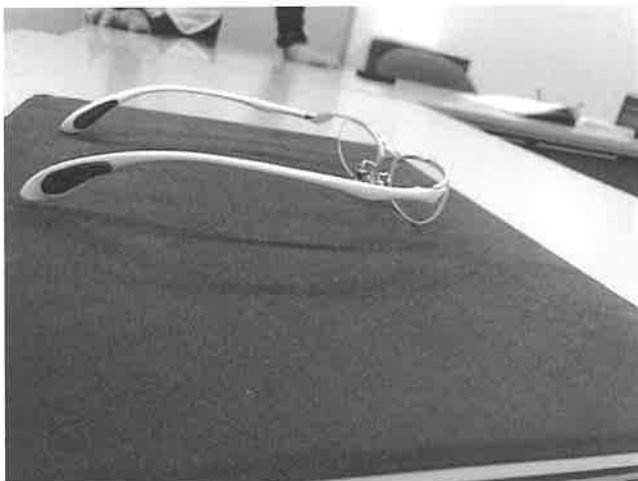
三 信書を発するに必要な封筒その他の物品

四 第一百六条第一項の規定による外出又は外泊の際に使用する衣類その他の物品

五 その他法務省令で定める物品

2 前項各号に掲げる物品について、被収容者が自弁のものを使用することができない場合であって、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。

別紙



2019年（令和元年）12月19日

札幌刑務所

所長 中村 吉一 殿

札幌弁護士会

会長 樋川 恒

同人権擁護委員会

委員長 小笠原



勧告書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、次のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

貴刑務所は、申立人が使用を願い出た眼鏡について「華美である」としてその使用を不許可としたが、その不許可の措置は申立人の権利を侵害するものであるから、その眼鏡の使用を許可するよう勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以上

調査報告書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告する。

事件名 眼鏡の使用不許可に関する人権救済申立事件
事件番号 2017-13号
受付日 2017年（平成29年）9月11日
申立人 XXXXXXXXXX
相手方 札幌刑務所

勧告の理由

第1 申立の趣旨及び理由

1 申立の趣旨

申立人が、札幌刑務所に対して、使用許可を求めている眼鏡（以下、「本件眼鏡」という）について、使用を許可するよう求める。

2 申立の理由

申立人は、現在、札幌刑務所において収容中（平成29年8月3日入所、2020年（令和2年）4月3日満期）である。

申立人は、2017年（平成29年）9月1日、講堂内での運動時において、申立人と同じ配役工場に所属する被収容者Aから、突然殴る等の暴行を受けた（以下、「本件暴行」という）。

申立人は本件暴行によって、当時使用していた眼鏡が破損したことから、同年10月19日、この眼鏡（以下「破損眼鏡」という）を

刑務所外で修理するため知人に宅下げした(なお10月18日までは、破損眼鏡は証拠品として領置されていた)。

同年11月14日、修理された眼鏡が差し入れされたが(以下「差入眼鏡」という)、同年12月12日、この差入眼鏡について、華美であることを理由として、使用を不許可とされた。

申立人は、眼鏡の使用を不許可とされたことにより、目の疲労からくる頭痛に悩まされている。

第2 申立人の提出した資料及び札幌刑務所に対して行った照会について(いずれも事実認定に用いたものに限る)

1 申立人から提出された資料

本件眼鏡の写真(本書面末尾に添付)

2 札幌刑務所に対する照会およびその回答

(1) 第1回の照会

ア 当委員会の2018年(平成30年)3月2日付照会(抜粋)

3 申立人は、本件暴行事件によって破損した申立人の眼鏡を刑務所外に修理に出したところ、刑務所外での修理から戻ってきた後に「華美」であることを理由として使用が認められなかったと訴えています。そのような事実はありますか。もし事実認識に異なる点があればご教示ください。

4 仮にかかる事実があった場合は、以下の各点についてもご教示ください。

(1) 申立人の眼鏡のいかなる点が「華美」と判断されたのでしょうか。

(2) 申立人の眼鏡は、申立人が貴所に収容されてから本件暴行事

件が発生するまでの間は、使用が認められていたものでしょうか。
もしそうであれば、当該眼鏡が修理された後になって、使用が認められなくなった理由もご教示ください。

イ 札幌刑務所からの同年3月29日付回答（抜粋）

3 照会事項3及び4について

申立人は、本件事案において眼鏡を破損したとして、その眼鏡を知人宛に交付し、後日、同知人から申立人に対し、眼鏡の差し入れがありました。交付した眼鏡と差し入れられた眼鏡は、いずれも市販の量産品であるため、それらが同一のものかは特定することはできないところ、当所において、差し入れられた眼鏡について審査した結果、レンズフレーム及び弦部が白色であることに加え、一般的な眼鏡と比較し、レンズフレーム及び弦部の形状に特徴を有しており、レンズフレーム及び弦部の白色をより強調して同衆の目を引く華美なものであると判断したほか、その形状が他者を威圧するものであることなどから、これを使用させることにより当所の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると判断し、その使用を不許可としました。

(2) 第2回の照会

ア 当委員会の2019年（令和元年）9月20日付照会（抜粋）

- ① 本件眼鏡の使用不許可処分は、刑事収容施設法第42条1項及び平成19年5月30日付矯正局長依命通達「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について」記4に基づくものと理解してよろしいでしょうか。異なる場合は、貴所が使用不許可処分の根拠とされた法令上の根拠についてご教示ください。

② 刑事収容施設法 4 2 条 1 項 1 号では、眼鏡その他の補正器具について、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。」と規定されています。

貴所において、眼鏡について同条項の「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に該当するか否かの判断に際して用いている内部的な判断基準の有無、もし有るようであればその判断基準の内容についてご教示ください。

イ 札幌刑務所からの 2019 年 10 月 7 日付回答（抜粋）

当所では、照会書にある本件眼鏡について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 4 2 条第 1 項、「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」（平成 19 年法務省矯成訓第 3 3 3 9 号大臣訓令）第 10 条、及び平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯成第 3 3 4 0 号矯成局長依命通達「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について」記 4 の規定に基づき、その使用を不許可とした。

また、当所では、被収容者が使用する眼鏡について、著しく高価なもの、華美にわたるもの、著しく奇形又は異形で外見上の個性を強調するもの、及び周囲に畏怖感を与えるものなど施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがあると認められる場合に、その使用を許さないこととしている。

第 3 認定した事実

本件事実関係のうち大部分については争いがなく、争いがあるのは、申立人が本件暴行前に使用して本件暴行により壊された眼鏡（破

損眼鏡)と、本件暴行後に差入された眼鏡(差入眼鏡)の同一性のみである(なお、札幌刑務所もこの点について「同一のものか特定することはできない」とするにとどまっており、積極的に同一性を否定しているわけではない)。

この点、申立人から提供された2葉の写真を見るに、形状、色合い等はほぼ同一であるため、申立人の陳述をも併せれば、この二つの眼鏡は同一ものであると認定することができる。

そこで、本報告書の以下の項においては、破損眼鏡と差入眼鏡をいずれも「本件眼鏡」と呼称することとする。

第4 当委員会の判断

1 本件眼鏡の使用制限の根拠

本件眼鏡の使用制限の根拠となっている刑事収容施設法42条の文言は別紙記載のとおりである。

同条の趣旨は次のとおりである。すなわち、被収容者が使用する物品について、その使用を保障する必要はあるが国庫の負担での貸与・支給(官給)を保障することについては必要ではなくあるいは適当でないものがあるところ、同条はそうした物品について、原則として自弁能力がある以上は(官給は行わず)自弁のものを使用させ、自弁能力が無い場合に限り官給を保障するものとしている。

したがって、同条1項一号で規定する眼鏡についても、自弁の物品を使用させるのが原則であり、自弁の物品の使用が不許可となるのは「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に限定される。

2 眼鏡の使用制限が許される場合について

この点、眼鏡は、既述のとおり個々の被収容者の視力の個別の状況（視力、乱視、弱視等）に応じて調製されているのが一般であるから、自弁の物品を被収容者に使用させるべき要請は強い。

他方、眼鏡は、その性質上、これを刑務所からの逃走、あるいは他の被収容者への暴行といった用途に用いることはおよそ考え難いし、また、その性質上、換価価値のある高価品と評価されうることも極めて稀であろうと思料される。

逐条解説刑事収容施設法改訂版においても、第一号の「眼鏡その他の補正器具」について自弁物品の使用を原則とする理由について、『通常これらの補正器具については、刑事施設に収容される前から負担しているものがあり、釈放後にも使用する必要があるものであること、個々の被収容者に調製されたものでなければならず官給するのは大きな負担となること』という説明がなされている。

以上からすると、眼鏡について、法42条1項柱書が定める「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」が認められるようなケースは通常は考え難いのであって、仮にそのようなケースがありうるとしても、それは、当該眼鏡の使用を許可することによって、被収容者間において、貧富の差が顕著に表れ公平な処遇に支障を来したり、窃盗や不正授受等の反則行為を引き起こしたりするなどのおそれがあるような、特段の事情がある場合に限定して解すべきである。

3 本件眼鏡についてのあてはめ

これを本件眼鏡についてみるに、色合いは白色であって特段派手な色彩は用いられておらず、形状もごく一般的なものである。

したがって、この眼鏡の使用を許可することによって、被収容者間

において、貧富の差が顕著に表れ公平な処遇に支障を来したり、窃盗や不正授受等の反則行為を引き起こしたりするなどのおそれがあるとはおよそ認められない。

そして、そうであるにもかかわらず本件眼鏡が使用を不許可とされたことにより、申立人は、自らの視力等に適合した本件眼鏡を使用することができず、眼の疲労による頭痛等が生じていると訴えている。

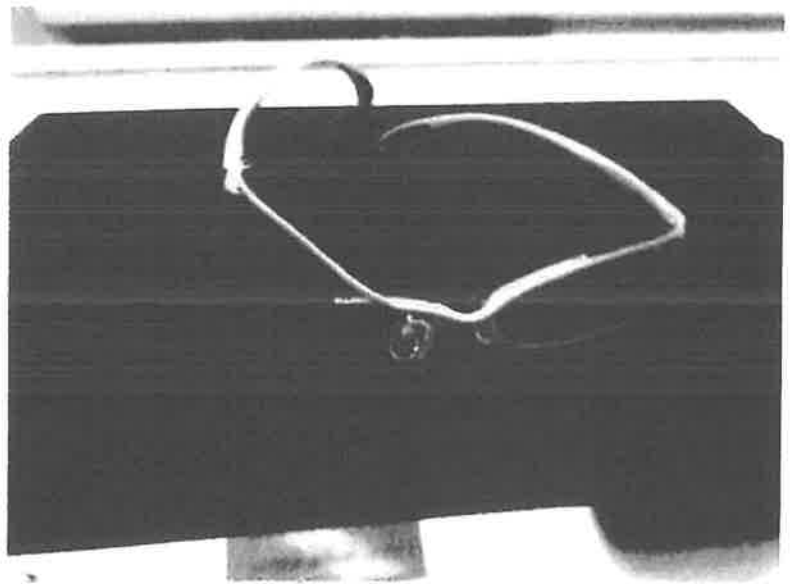
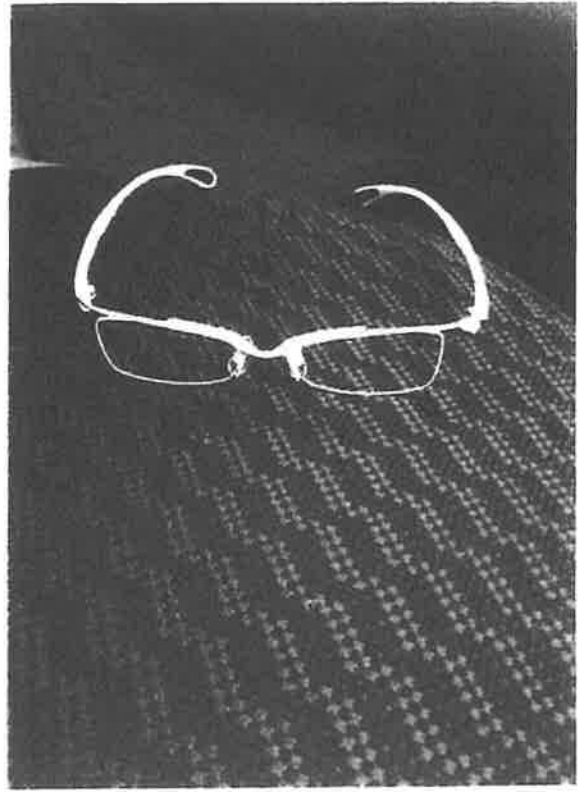
以上からすると、札幌刑務所による本件眼鏡の使用不許可の措置は、法42条1項1号に反し、申立人の人権を侵害するものと結論せざるを得ない。

なお念のため付言するに、本件眼鏡は、札幌刑務所が使用の不許可の基準とする「著しく高価なもの、華美にわたるもの、著しく奇形又は異形で外見上の個性を強調するもの、及び周囲に畏怖感を与えるものなど施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがあると認められる場合」にも到底該当するとは思われない。

したがって、右基準自体の相当性もさることながら、仮にその右基準にあてはめたとしてもなお、本件眼鏡の使用不許可の措置はなされるべきではなかったといわざるを得ない。

4 結論

以上のとおりであるから、第1項記載の結論が相当であると判断するに至ったものである。



別紙

刑事収容施設法

第四十二条 被収容者には、次に掲げる物品については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

- 一 眼鏡その他の補正器具
- 二 自己契約作業を行うのに必要な物品
- 三 信書を発するに必要な封筒その他の物品
- 四 第一百六条第一項の規定による外出又は外泊の際に使用する衣類その他の物品
- 五 その他法務省令で定める物品

2 前項各号に掲げる物品について、被収容者が自弁のものを使用することができない場合であつて、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。

平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令

(被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令)

第10条 刑事施設の長は、被収容者に自弁を許す物品について、規律及び秩序の維持その他管理運営上の必要がある場合には、あらかじめ形状又は規格を定めることができる。

平成19年5月30日付け法務省矯成第3340号矯成局長依命通達

(被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について)

記の4 受刑者の自弁の物品の使用(訓令第4条から第7条まで関係)

受刑者から、自弁の物品(法第42条第1項の規定により受刑者に使

用させる補正器具等の自弁を含む。) を使用したい旨の申出があった場合において、その物品が著しく高価であるとき、又は華美にわたるときは、その使用を許さないことが相当であること。